

第1回坂和研究会

伝統的な住民のつながりを分断する復興の現状

2019年12月2日、大阪から坂和章平弁護士を招いて第1回坂和研究会を開き、「虎ノ門ヒルズエキスカーション」と「坂和弁護士とのトークセッション」を行なった。

1. 虎ノ門ヒルズエキスカーション 案内=山本正紀

虎ノ門ヒルズは、東京都施行の環状第二号線新橋・虎ノ門地区市街地再開発事業により整備された再開発ビルである。私は東京都職員として、10年以上このプロジェクトに携わった。

この事業の特色は第一に、立体道路制度を活用して道路と超高層ビルの重複利用を実現したことである。道路と建物との境域をどのように設定し、都市計画として定めていくかが課題であった。第二に、東京都施行の事業でありながら、事業協力者方式や特定建築者制度を活用して民間デベロッパー（森ビル）のノウハウや資金力を得て公民連携のまちづくりを行なったことである。



2. 坂和弁護士とのトークセッション

(1) まちづくり法との関わり 坂和章平（弁護士）

弁護士として、さまざまなまちづくりに関わる中で、都市問題やまちづくり法に深い関心を持つようになった。

自己紹介（弁護士として、出版、映画評論家として、中国関係、事務所だより、本の書評・紹介、坂和年表2019）

『まちづくりの法律がわかる本』（学芸出版社 2017年）の出版

近時の坂和論文と近時の批判論文

都市再生特別措置法の制定とその改正

近時の重要な法改正

近時のトピックス

五十嵐敬喜『都市法』『現代総有論』をめぐって

(2) 都市を巡る住民運動と司法 日置雅晴（弁護士）

～市民はいかに都市を巡る権利を闘いとってきたか～

マンション紛争など都市をめぐって景観や環境を守るために住民側の訴えに対し、日影規制ができる以降、東京地裁はここ30年住民側の訴えを認める判決を出していない。

(3) 森ビルとの公民連携プロジェクトの功罪 山本正紀

デベロッパーの目的は利潤追求であり、そのために限りなく高さと容積を要求する。これに対し私は森ビルとのやり取りでは々々々の対応をする中で、石田頼房先生の「都市を利用しつくしてはならない」という言葉が何度も頭をよぎった。

3. 感想

(1) 虎ノ門ヒルズエキスカーション

午前中は冷たい雨の降りしきるなか、虎ノ門ヒルズの視察を行った。低層部の店舗・カンファランス、高層部はオフィス・住宅・ホテルという複合用途の建物である。人口広場の上に設けられた芝生の広場や緑地が都心の貴重なオアシスとなっている。久々に現地を見て、虎ノ門ヒルズの周辺の再開発や地下鉄新駅建設が予想以上のスピードで進んでいることに驚いた。東京の都市再生の動向はますます加速しているのを感じた。

(2) 坂和弁護士とのトークセッション

関西を中心に各地のまちづくりに関わりながら弁護士として活躍する坂和先生の豊富な経験に基づくお話は大変興味深いものだった。再開発や区画整理に限らず、近著『まちづくりの法律がわかる本』(学芸出版社)では都市計画法を中心とするまちづくり法についてコンパクトに解説されている。

先生は、映画評論・中国関係・事務所だより・本の紹介といった多様にわたる分野で執筆されている。年に200本の映画を見て、『シネマルーム』という映画評だけで45冊も本を書かれているという。

私からの「初期の反対運動の立場から最近は開発側や行政側を応援する立場になることが多い」という話だが、この変化を非難されることはないのか」という質問に対し、坂和先生は「問題は全くない。弁護士は被害者側に立つことあれば加害者側に立つこともある」と答え、日置先生は「弁護士は依頼者の利益を守ることが仕事だ」と補足した。

このように第1回研究会では熱心な議論が展開されたが、残念ながら五十嵐敬喜代表が病気により欠席されたため、やや盛り上がりが欠けただけでなく、都市法や現代総有をめぐる議論には立ち入れなかった。坂和先生は既に本会会員にもなられていることから、今後も研究会を続けることとした。次回は、土地総有や総有組織をめぐって現代総有論をテーマに「五十嵐×坂和トークセッション」を企画したい。

土地基本法改正案について国会意見交換

2020年3月、土地基本法改正案について国会審議を充実させ、かつ今後この改正に引き続き審議される予定の登記法や民法の改正に向けて、国會議員と意思疎通を図りながら、今後の対策を検討するため、五十嵐敬喜他有志が、議員会館で

2月28日 衆議院議員 馬淵澄夫

3月16日 参議院議員 船山やすえ、小沢雅仁、森屋隆、野田くによし、浜口誠

と意見交換を行い、土地基本法と関連法の抱える問題点について引き続き検討を重ねていくことを合意した。
なお土地基本法改正案は3月27日可決された。